租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価 | の対象とした | 自動発注サーバに係る非課税措置の創設 |
|---|------------------------|------------|---|
| | | 」措置等の名称 | (国税7)(法人税:義) |
| | | | (地方税2)(法人住民税:義、個人住民税:外、法人事業税:義、個人事業税: |
| | | | |
| | | | 外) |
| 2 | 要望の内容 | | 有価証券等の売買を自動的に発注するサーバ(以下「自動発注サーバ」 |
| | | | という。)を恒久的施設に含まれないものとすること。 |
| | | | |
| 3 | 担当部局 | b | 金融庁総務企画局政策課総合政策室 |
| 4 | 評価実施 | 西時期 | 平成 24 年 9 月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯 | | 新設要望である。 |
| | | | |
| 6 | 適用又は延長期間 | | 恒久措置とする。 |
| 7 | 必要性 | ① 政策目的 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 |
| | 等 | 及びその | 海外投資家による自動発注サーバを通じた有価証券等の売買を増加させ |
| | | 根拠 | ることにより、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大を図るこ |
| | | | ے <u>ا</u> |
| | | | 《政策目的の根拠》 |
| | | | 「日本再生戦略」(平成 24 年 7 月 31 日付閣議決定)94 頁中「2020 年までに 実現すべき成果目標」のうち「総合的な取引所において、世界から資金を呼び |
| | | | 込み、取引所順位アジアトップを目指す」 |
| | | ② 政策体系 | Ⅲ − 2 市場機能の強化のための制度・環境整備 |
| | | における | , <i>p</i> , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, |
| | | 政策目的 | |
| | | の位置付 | |
| | | け | |
| | | ③ 達成目標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 |
| | | 及び測定 | 自動発注サーバを我が国に設置して有価証券等の売買を行いたい |
| | | 指標 | 海外投資家により活用されることによる、市場の流動性の拡大や金融・I │T関連サービスの拡大 |
| | | | 「気圧」「これの加入 |
| | | | |
| | | | 証券取引所の注文件数、約定件数、売買代金に占める自動発注サーバ経 |
| | | | 由の注文等の割合 |
| | | | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 |
| | | | 我が国の市場の魅力を向上させるためには、市場の流動性の拡大や金融・ |
| | | | IT関連サービスの拡大を図ることが重要である。そのためには、自動発注サー |
| | | | バを通じた海外投資家による有価証券等の売買を増加させることが必要であ |
| | | | ర 。 |
| 8 | 有効性 | ① 適用数等 | 自動発注サーバを我が国に設置して有価証券等の売買を行いたい海外投 |
| | 等 | | 資家により活用されることが見込まれる。 |
| | | | |

| : | | (2) | 油 山豆 安石 | |
|----|--------------------------|-----|------------------------------------|--|
| | | ۷ | 減収額 | |
| | | | | |
| | | 3 | 効果・達成 目標の実 現状況 | 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年 4 月~平成 28 年 3 月) 自動発注サーバを我が国に設置して有価証券等の売買を行いたい 海外投資家により活用されることにより、市場の流動性の拡大や金融・I T関連サービスの拡大が見込まれる。 |
| | | | | 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25年4月~平成 28年3月) 自動発注サーバを通じた取引の活発化が図られることにより、我が国の証券市場等における取引件数、取引金額の増加が見込まれる。 |
| | | | | 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月~平成28年3月) 当該要望が認められなければ、外国法人による取引が縮小し(縮小部分は外国市場に逃げることになり)、我が国の証券市場等の「地盤沈下」につながる可能性がある。 |
| | | | | 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 25 年 4 月~平成 28 年 3 月) 税収減はないと見込まれる。 |
| 9 | 相当性 | 1 | 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等 | イギリス、香港といった金融先進国において実質的に導入されている 措置である。 |
| | | 2 | 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担 | 他の支援措置や義務付け等はない。 |
| | | 3 | 地方公共 団体が協 力する相 当性 | 海外投資家による自動発注サーバを通じた有価証券等の売買を増加させることにより、地方公共団体においても金融・IT関連サービスの拡大が見込まれるため、相当である。 |
| 10 | 有識者の見解 | | | なし |
| 11 | 1 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期 | | | なし |